

令和4年度第7回大阪市建築審査会会議録

○日時 令和5年1月13日（金） 午前 9時30分開会
午前 11時39分閉会

○場所 大阪市役所本庁舎 P1階 共通会議室

○議事 1) 個別同意案件
2) 一括同意案件の報告
3) その他

○会議資料 1) 建築許可に関する建築審査会の同意について（依頼）
2) 建築基準法第43条第2項第2号許可における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告
3) 建築基準法第44条第1項第2号許可における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告

○出席委員 5名（欠は欠席者）

会長	横田 隆司	委員	欠	柳原 崇男
委員	阿部 昌樹		欠	佐藤 恭子
	清水 陽子			牧田 武一
	水野 優子			

○出席幹事 計画調整局 坂中（建築指導部長）
森（建築企画課長）
生駒（建築情報担当課長）
水野（建築確認課長）
中森（監察課長）
藤川（都市計画課長）
中坊（開発誘導課長）
環境局 石原（環境管理課長代理）（注1）

消防局 都丸（消防設備指導担当課長）

○事務局 計画調整局 國領（注2）、木戸（注2）、太田（注2）、岡崎（注2）、鈴木、三木

（注1）幹事の代理として出席

（注2）書記

開会 午前10時00分

横田会長が開会を宣言した。

議事録責任者について、事務局から阿部委員と水野委員に依頼し、承諾を得た。

◎同意案件

議案第16号 仮設建築物の特例許可（建築基準法第85条第7項）について

○事務局（岡崎） （議案第16号の説明）

○横田会長 この場所の建築物については緩和の規定があるということでしょうか。基本的に木造なので本当はしっかり防火する必要があるけれども、仮設なので緩和される、という理解でいいですか。

○事務局（岡崎） まず全ての建物につきまして、建築基準法の道路には接道しませんので、43条の接道特例があります。また、大屋根（リング）については規模的に耐火建築物とする必要がありますが、耐火建築物及び準耐火建築物でない、いわゆるその他建築物である大規模木造とします。そのため、周囲の建物と一定の距離を確保することで延焼防止を図っております。

○横田会長 隣の建築物が燃えることによる延焼の可能性については、建物間の距離を空けているから大丈夫ということでしょうか。

○事務局（岡崎） 一般的に延焼のおそれのある部分は、2以上の建物がある場合に、外壁の中心間から1階部分であれば3メートル、2階部分であれば5メートル以内の部分となります。今回は2階以上が想定されますので、外壁中心間で10メートル以上空けることで、延焼のおそれのある部分に建築物のない配置計画とすることとしております。

○横田会長 分かりました。

○清水委員 例えばそれぞれの建物にスプリンクラーが付くとか、消防的な設備はこのリングにも施されることになるのでしょうか。

○事務局（岡崎） まず、会場全体に係ることを博覧会協会が消防局と協議をしております。各申請地につきましても、消防局との協議の上で建物の用途、規模によって消防法で必要とされる消防設備を予定しております。大屋根（リング）については、自動火災報知設備、初期火災の消火のための消火器及び屋外消火栓を設置しております。また、屋外消火栓を1階部分と、2階のトイレや階段、エレベーター等の閉鎖部分に設置しております。その他には総合操作盤や非常発電等、消防法に基づく消防設備を設置すると聞いております。

○阿部委員 耐震性については建築基準法の審査対象ではないのでしょうか。

○事務局（岡崎） まず、法第20条の構造耐力の安全性の確認については、仮設建築物であっても適用除外されませんので建築確認の際に審査されます。ただし仮設建築物の場合は政令で定める部分、例えば構造計算等が適用除外されることとなります。その場合、構造計算は何でもいいのかという話になりますので、許可基準のほうで法第20条の各号に定める基準を準用としております。適用となると完全適用になりますが、準用ですので一部適用除外できる規定があります。そのため、適用除外できる部分につきましては代替の安全性の検討を行い、妥当であればそれを用いた考え方も認めております。

○牧田委員 2点教えてください。まず、説明の中にあつた膜屋根というのは図面上ではどこにあたるのでしょうか。

また、先ほどの20条の適用に関してですが、二次部材の耐震性については適用されますか。

○事務局（岡崎） 膜屋根は平面図の屋上全体の灰色で着色している部分になります。

もう一点につきましては、基本的に20条は適用除外されないため、二次部材を含めて当然安全性の検討はされているはずです。確認申請の中で全て整理しております。

○牧田委員 ありがとうございます。膜屋根の目的は光取りでしょうか。

○事務局（岡崎） そうですね。光取りのイメージで設けていると聞いております。

○牧田委員 通路部分への採光ということですね。

○事務局（岡崎） そうです。

○牧田委員 そうということですね。

2点目は、二次部材であっても何らかの構造耐力上の検討、計算は設計者によってされていることを確認されているということですね。

○事務局（岡崎） はい。

○牧田委員 分かりました。

あと、衛生上の観点からですが、大屋根（リング）の矩計図に先ほどの膜屋根がありますよね。その屋根の少し右上にある側溝から雨水を縦どいで下ろして行って、一番下の地下ピットで横引き管へ持って行って、雨水升へ流していくと思うのですが、自然災害の中でも豪雨というのが起こり得る世の中で、かなりの大屋根で、周長も面積もありますよね。こちらは本当に雨水処理が適正になされるのでしょうか。横引き管等が地震なりで破断なりしたときに、雨水があふれ出て、通行上支障がないのか、衛生上支障がないのか、その辺の検討というのはされているのでしょうか。

○事務局（岡崎） 通常の排水は当然検討されていると思うのですが、そういったところの詳細なヒアリングまでは行っておりませんので、設計者に確認して、もし必要であれば再度検討してもらおうようにします。

○牧田委員 よろしくをお願いします。

○横田会長 巨大な台風が来た場合等の膜屋根の強度については検討されているのでしょうか。

○事務局（岡崎） そういったことも踏まえて検討されているとは思いますが。

○幹事（坂中） 少し補足させていただきますと、膜屋根といえども建築物の屋根になりますので、通常は建築基準法で定める風速分は耐えられるような設計が求められます。想定以上の部分が出てくるとそれはまた別の話ですけど、法で定める部分については検討されるはずです。

○横田会長 上からではなく、下から吹くという可能性もあるので少し気になりました。

○幹事（坂中） 通常、そういう吹き上げも含めて検討されることになっています。

○阿部委員 議案書の許可条件3を読むと構造耐力の確認等はこれから行うという趣旨に読めますがその認識で合っているのでしょうか。また、審査会で同意した後に、構造耐力等に支障があると分かった場合どうなるのか教えてください。

○事務局（岡崎） 仮設許可の申請時に、構造についての考え方を示した書面を提出していただいております。そちらで法20条を準用する際の考え方を示していただいた上で、適用除外する部分の代替措置の妥当性について特定行政庁である大阪市と協議を行って

おります。

確認申請時に構造計算の規則で図書の添付が定められていますが、これはあくまでも適用除外されない場合の話ですので、適用除外される場合も図書を添付した上で安全性の確認を行ってくださいということを許可条件3としております。

○阿部委員 今の話は確認時に安全性に問題があるという判断が出ることはないという趣旨かと思いますが、万が一安全性に問題があつて建築確認が下りませんという話になったら、審査会での同意はどういった扱いになるのでしょうか。

○幹事（坂中） 少し補足させていただきます。許可と建築確認の関係性をどう保つかということですが、たしかに許可の段階で構造の安全性を審査するというのも一つの方法ですが、設計者には厳しいスケジュールの中で並行して作業していただく必要があることを踏まえて、これについては建築確認までに担保されればよしとしようという考え方は、建築確認で構造上アウトになることがないのかということにつきましては、構造が満足しないと建築確認が下りない、建築確認が下りないと建築ができないので、まずあり得ません。もし問題があつたとしてもそれが是正されるような工夫がなされて建築確認が通るということになるので、ご心配されているような許可との不整合が出るということは起こり得ないというふうに考えております。

建築基準法上は、仮設の場合に適用除外される添付図書の省略が可能になりますが、それをさせないことと、規模や計算方法によっては行う必要がなくなる構造計算適合判定を行っていただくこと、この2点を条件化するために、許可条件として付しているというふうにご理解いただきたいと思っております。

○横田会長 ありがとうございます。

○清水委員 リングの上部の用途についてお伺いします。約2キロメートルの通路というご説明だったかと思いますが、休憩スペースというのが特に見当たりませんが、ベンチを置く等の人たまる場所というのはあるのでしょうか。芝生が一部あるようですが、そこぐらいということになりますか。

○事務局（岡崎） そうですね。一部芝生部分以外は基本的には通行のみです。ベンチなどを置きますと通行上支障になる場合もありますので、現時点で休憩スペースを設置する予定があるとは聞いておりませんし、避難時の際もベンチなどは支障になると思いますので、そういったところを配慮した上でこの計画になっているのかなとは思っております。

○清水委員　そうですか。これだけの規模のもので緑地もこれだけ設けているにも関わらず歩くだけだと少しもったいない気がしました。

また、大屋根（リング）とは直接関係ありませんが、これだけの高さがあるパビリオンを見下ろせるということになると、パビリオン上部の見え方にもご配慮いただけたらと思います。

○事務局（岡崎）　ありがとうございます。ご意見があった旨は伝えさせていただきます。

○横田会長　ありがとうございました。他にご意見やご質問はないですか。なければ同意ということでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

（各委員からの異議の発言なし）

それでは、議案第16号について同意とさせていただきます。

◎同意案件

議案第17号　仮設建築物の特例許可（建築基準法第85条第7項）について

○事務局（岡崎）　（議案第17号の説明）

○水野委員　この敷地全体としての人の動きがどう考えられているのか教えていただきたいです。

○事務局（岡崎）　南側の敷地境界線がリングに面しておりまして、こちらが来場者の入る動線となっております。この南側の境界線から、本館棟と関西広域連合パビリオンの間を通過して、ミライのエンタメ館に行くルートとなっております。敷地北側の管理用通路はあくまでもバックヤードですので、非常時の避難ルートにはなりません。来場者の通常の利用は想定しておりません。

○水野委員　分かりました。本館棟とミライのエンタメ館が一体的なものだと思っていたのですが、あくまでも独立した形で、特に本館棟とのつながりは考えていないということでしょうか。

○事務局（岡崎）　本館棟から直接つながるというルートにはなっておりませんので、あくまでも別の施設です。

○水野委員　分かりました。ありがとうございます。

○横田会長　ありがとうございました。奥のミライのエンタメ館に向かう際に関西広域連合パビリオン沿いの西側隣地を通りますよね。関西広域連合パビリオンとの敷地境界に壁が建ってしまうと、通路が狭いように思いますがその辺は情報はあるのでしょうか。

- 事務局（岡崎） 参加国や企業パビリオン等につきましては博覧会協会で設計ガイドラインを設けておりました、その中で建築物は隣地境界線から最低1メートル離すことになっております。
- 横田会長 少なくとも2メートルの通路は確保されるということですね。
- 事務局（岡崎） はい。また、本館棟に円弧状の膜屋根がありまして、この膜屋根の下は通れる空間になっており、そこで4メートル以上の通行空間は確保されるようにしております。
- 横田会長 動線の話に戻りますが、先ほどご説明いただいたルートはあくまで想定で、お客さんは勝手に動いていいんですよ。
- 事務局（岡崎） ご説明させていただいたルートが展示ルートとして検討されておりますので、基本的にそれ以外のルートはありません。このルートはスロープ等になっておりまして、ユニバーサルデザインに配慮された計画となっていると聞いております。ただし、1階のミライの大阪の食・文化につきましては、飲食・物販を利用できる部分ですので、そこは自由に出入りできます。
- 横田会長 ありがとうございます。
- 清水委員 多くの方の来場が想定されますが、例えば入場制限を行った際などの人のたまりについては十分検討されているのでしょうか。
- 事務局（岡崎） 先ほど少しご説明させていただきましたが、参加国や企業パビリオンにつきましては、博覧会協会で設計ガイドラインを定めております。この中で本申請地の場合、リング側の敷地境界線から10メートルの離隔を求めており、これは敷地内で滞留スペースを確保できるようにすることを目的としています。ですので、こちらの部分で基本的に滞留スペースは確保できていると考えております。
- 牧田委員 ガイドラインの中で、景観に関するものもあろうかと思うのですが、ミライのエンタメ棟の南立面図にあるカラーガルバリウム鋼板というのもこれに基づいて統一感等を検討されているのでしょうか。
- 事務局（岡崎） 設計ガイドラインに入っているかまでは把握できておりませんが、リングに面した部分はガルバリウム鋼板の上を木板仕上げとしております。木造のリングとの統一感を図ることで、景観に配慮した計画になっているのかなと思っています。
- 横田会長 ありがとうございます。他にご意見やご質問はないですか。なければ同意ということでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(各委員からの異議の発言なし)

それでは、議案第17号について同意とさせていただきます。

◎同意案件

議案第18号 仮設建築物の特例許可（建築基準法第85条第7項）について

○事務局（岡崎） （議案第18号の説明）

○阿部委員 この物件自体は特別用途地区に指定されていないということでしょうか。

○事務局（岡崎） そうですね。今回の物件が位置する準工業地域部分は特別用途地区には入っておりません。夢洲の商業地域部分が特別用途地区です。

○阿部委員 そのような区分けがされていることの原因はあるのでしょうか。

○事務局（岡崎） そこは詳細までは把握しておりませんが、商業地域部分に観光施設ができるかと想定されていたのではないかと思います。

○阿部委員 万博の関連施設は特別用途地区の中にすべて収まるものだと思っておりましたがそうではないということですね。

○事務局（岡崎） そうです。

○清水委員 ご説明ありがとうございます。

今回の物件は37条の建築材料の品質に関して緩和がされているようですが、これほどこの部分がどのように緩和されているのでしょうか。

○事務局（岡崎） 基本的にコンクリートの基礎となっておりますが、一部それをサポートする形で仮設足場を設けております。これは一般的に仮設でよく使われる足場材となりますので、37条で求められるJ I S規格には合っていない材料となり、37条が適用除外となります。ただし、代替措置として足場材の安全性についての認定証等を確認することで、構造の安全性についての考え方は一定妥当であると判断しております。おそらくコスト削減や、荷重軽減のための検討だと思います。

○清水委員 ありがとうございます。万博開催期間中の安全性については担保されているということですかね。

○事務局（岡崎） はい。

○清水委員 申請者からこれを適用除外してほしいという申出をするものなのでしょうか。それともこれは適用除外だということがもともと示されているものなのでしょうか。

○事務局（岡崎） 建築基準法85条の第6項及び第7項の許可をした場合は、一覧表に書

いている条項が全て適用除外となります。極端に言うと全て適用除外できるようになりますが、実際にどの条項を適用除外するかについてはこちらが指定しているわけではなく、あくまでも申請者側が物件ごとに選んでおります。

○横田会長 ありがとうございます。他にご意見やご質問はないですか。なければ同意ということでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(各委員からの異議の発言なし)

それでは、議案第18号について同意とさせていただきます。

◎同意案件

議案第19号 仮設建築物の特例許可（建築基準法第85条第7項）について

○事務局（岡崎） （議案第19号の説明）

○水野委員 車両の動線は基本的に一方通行でしょうか。

○事務局（岡崎） そうですね。ただ、管理用通路の部分につきましては図面でインアウトとなっておりますので、一方通行ではなく対面通行だと思います。

○水野委員 分かりました。今回の敷地の外にも駐車場がありますが、これは管理本部西棟、中央棟、東棟で共有の駐車場という想定でしょうか。

○事務局（岡崎） 各敷地にも駐車場は配置しておりますが、敷地外にも全体的な管理を行うために出入りする車両や消防車両、警察車両のための駐車スペースが計画されています。

○牧田委員 敷地自体が埋立地だと思いますが、地盤の耐力や建物の基礎の耐力の確認はどのようにされているのでしょうか。施行令でいうと38条のところなんですけれども、そのあたりを教えてください。

○事務局（岡崎） 地盤につきましては博覧会協会等が地盤調査を行っておりますので、それぞれの計画建物ごとに調査結果に基づいた設計をしていると聞いております。

○牧田委員 地盤沈下に関する予条件のようなものはあるのでしょうか。

○事務局（岡崎） 許可上で地盤沈下に対する設計上の個別条件はつけておりませんが、会場内全体としてそういったものは当然想定されると思いますので、想定した上で設計されていると考えております。

○横田会長 ありがとうございます。他にご意見やご質問はないですか。なければ同意ということでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(各委員からの異議の発言なし)

それでは、議案第19号について同意とさせていただきます。

◎同意案件

議案第20号 仮設建築物の特例許可（建築基準法第85条第7項）について

○事務局（岡崎） （議案第20号の説明）

○阿部委員 万博の会場となる敷地はまず区分けがされているという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（岡崎） そうですね。博覧会協会のほうで配置計画を考えた上で各区画を設定しておりまして、それがイコール建築基準法上の敷地設定ということになります。

○清水委員 2点お伺いします。

まず、建物の配置について、先ほど大屋根（リング）から10メートル離すというご説明があったかと思いますが、今回の建物は7メートルとなっているのはなぜでしょうか。

また、2階に上がる動線についてですが、階段は3か所ありますがエレベーターが1基しかないように思います。これはバリアフリー上問題ないのでしょうか。

○事務局（岡崎） まず1つ目の質問についてですが、先ほどご説明させていただきましたとおり、参加国や企業パビリオンに対する設計ガイドラインでは大屋根や大屋根に面する各建物は敷地境界線から10メートル以上離す必要があると定められています。ただし、今回の建物につきましては客だまり等を想定し、博覧会協会が10メートルまで離す必要はないと判断していると聞いております。リング側が敷地境界線から控えているので、敷地境界線から7メートル以上離す計画とすることで結果的にリングの外壁中心間との距離が10メートル以上確保される計画となっています。

エレベーターにつきましては、実際は2基ありますが、1基はVIPラウンジに行くためのものですので一般の来場者が利用できるのはやはり1基のみです。そのあたりは利用人数も含めて検討されていると思いますがご意見があった旨は伝えさせていただきます。

○横田会長 法的には1基でいいということでしょうか。

○事務局（岡崎） 法的にはバリアフリーに対応したエレベーターが1基必要になります。

○横田会長 分かりました。

バックヤードが全くないようですが車寄せ等もないのでしょうか。

○事務局（岡崎） 車寄せ等は今のところ計画していないと聞いております。

○横田会長 とくにVIPなんかは車が頻繁に止まりそうですが大丈夫なのでしょうか。

○事務局（岡崎） そのあたりはセキュリティを含めて博覧会協会のほうで今後運営上の計画を検討していくと思いますが、現時点では車寄せや駐車場を北側に設けるといふことは聞いておりません。

○横田会長 ありがとうございます。他にご意見やご質問はないですか。なければ同意ということでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

（各委員からの異議の発言なし）

それでは、議案第20号について同意とさせていただきます。

◎一括同意案件等の報告

- 接道義務の特例許可（建築基準法第43条第2項第2号）における建築審査会一括同意基準に適合したものについて

- 道路内建築物特例許可（建築基準法第44条第1項第2号の許可）における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告について

○事務局（太田） （報告案件の説明）

○事務局（木戸） （報告案件の説明）

○横田会長 ご報告承りました。

○事務局（木戸） 次回の審査会につきましては2月9日金曜日午後2時からの開催を予定しております。

○横田会長 それでは、本日の建築審査会はこれで閉会とします。

閉会 午前11時39分